

請願第17号	受理年月日	令和2年9月24日
付託委員会	教育文化委員会	
件名	無線LANとタブレットの導入における児童生徒への電磁波対策について	
要旨	<p>北九州市では、今年度、全ての公立の小・中学校に、無線LAN及び児童生徒1人1台のタブレット端末が導入される。今後、新型コロナウイルス感染症の拡大による休校などのリスクが考えられる中、ICTを利用する教育に大きな期待が寄せられている一方、電磁波による子供たちへの健康への影響も懸念される。</p> <p>無線LANの環境下では、子供たちの細胞は常に無線周波数帯の電磁波の振動にさらされ、年齢が低いほど脳や体により多く吸収されることがわかっている。</p> <p>福岡県太宰府市の携帯基地局付近の小学校では、多くの児童に頭痛、目まい、記憶低下などの様々な症状が出ている。電磁波を測定した結果、その電力密度は国の基準値よりはるかに低い値であったものの、その後の調査研究により、電磁波が子供たちの体調に影響を与えていたことがわかっている。更に、国際がん研究機関でも電磁波に発がん性の可能性があると認めている。</p> <p>微量の電磁波でも頭痛や吐き気などの症状が出る電磁波過敏症の有病率は、日本では3.0%～5.7%と推計され、香りなどの化学物質に敏感な化学物質過敏症との併発率は約8割に上る。そのうち、化学物質過敏症から電磁波過敏症を発症した人は5割を超えるため、電磁波対策を取らずに学校に無線LANやタブレットを導入すれば、化学物質過敏症の児童生徒に、新たに電磁波過敏症も発症させるリスクが高まる。症状には個人差があるが、一度発症すると完治は難しく、重症化すれば、生涯にわたり社会生活に困難を来す場合もある。</p> <p>公教育の場では、全ての子供たちに安全・安心な環境で学ぶ権利がある。無線LANやタブレットの導入により、子供たちに不定愁訴や過敏症などの症状が出たときには、各学校で対応ができるようにインフラを</p>	

整備してほしい。

については、予防原則に基づき、子供たちが不要な電磁波に常時さらされることのないよう下記のとおり措置していただきたい。

記

- 1 無線LANは授業で使うときのみ、教室ごと又はフロアごとに電源を入れること。

また、授業中でも無線LANを使用しない時間があるときは、こまめに電源を切ること。

- 2 タブレットを使用しないときは、機内モードにするなどして、無線機能を切ること。